

# 公益社団法人栃木県米麦改良協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人栃木県米麦改良協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民生活に不可欠な物資、エネルギー源であり、我が国農業の基幹的な農作物である米・麦・大豆の安定供給と品質向上を図るため、優良種子の安定生産・供給対策により、農家経営の安定と消費者の望む安全・安心で美味しい農作物を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 主要農作物の種子の生産と供給に関する事業。
- (2) 主要農作物の優良品種の普及と種子更新率の向上に関する事業。
- (3) 主要農作物の生産振興と品質改善の普及推進に関する事業。
- (4) 主要農作物の広報宣伝並びに消費拡大に関する事業。
- (5) 主要農作物の物流の合理化と受検体制の確立に関する事業。
- (6) 主要農作物の生産や品質の改善等に必要の調査・研究に関する事業。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、栃木県において行う。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同する次に掲げる企業又は団体で、次条の規定により本会の会員となった者。
  - ア 主要農作物の種子の生産を行う企業又は団体。
  - イ 主要農作物の種子の配布を行う企業又は団体。
  - ウ 主要農作物の生産又は流通を行う企業又は団体。
  - エ 主要農作物の生産又は流通の指導を行う企業又は団体。
  - オ その他、本会が適当と認めた企業又は団体。

- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する企業、団体又は個人で、次条の規定により本会の会員となった者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の会員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会長が別に定める会費を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員の退会があったときは、会長は、速やかに理事会に報告しなければならない。

(除名)

第9条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議により、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年間以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員である企業又は団体が解散したとき。
- (4) 賛助会員である個人が死亡したとき。
- (5) 賛助会員が、本会の名誉を毀損し、又は、その設立の趣旨に反する行為をしたと会長が認めたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会又は除名された場合及び会員資格を喪失した場合、会員が既に納入した会費その他抛出金品は返還しない。

## 第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 会員総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告並びに収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 会費の賦課徴収方法の決定（但し、賛助会員の会費を除く）

- (4) 年度内の借入金最高限度額
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事及び監事の選任又は解任
- (8) 役員等の報酬等の額
- (9) 正会員の除名
- (10) 理事会において会員総会に附議するとした事項
- (11) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回、これを開く。

3 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、毎年3月及び理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の5分の1以上の正会員から会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき、これを開く。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けたときは、副会長があたる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の議事は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 会員総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及びその会議に出席した正会員の内から選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種別及び選任)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、正会員である法人や団体の代表者又は代表者が本会に届け出た者及び学識経験者のうちから会員総会において選任する。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

6 理事又は監事を選任する議案を決議する場合、各候補者毎に第18条第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

7 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 理事及び監事は、再任することができる。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬)

第26条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき、理事会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けたときは、前条に定めた順序の理事があたる。

(定足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議内容について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他収入

(資産の管理)

第36条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類及び次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準及び費用弁償基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 顧問・参与・職員

(顧問及び参与)

第45条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は会員総会における推薦を経て、参与は理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて答申し、又は総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、委嘱を受けた日から1年間とする。
- 6 顧問及び参与は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する旅費の支払いをすることができる。

(幹事・事務局員会議)

第46条 本会に、幹事・事務局員会議を置く。

- 2 幹事・事務局員会議の職員は、会長が、この法人の業務に精通している機関、団体の職員に委嘱する。
- 3 幹事・事務局員会議は、本会の業務執行について意見を具申するほか、必要な事項について調査、検討を行う。
- 4 幹事・事務局員会議の職員は無給とする。但し、その職務を行うために要する旅費の支払いをすることができる。

(職員)

第47条 本会に、職員を置く。

- 2 職員は、会長が任命し、この法人の事務に従事する。また、会長は、理事会の決議を経て事務局長を任命し事務を行わせるものとする。
- 3 職員は有給とする。

## 第11章 雑 則

(委任)

第48条 この定款の執行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は高橋武 副会長小島俊一、副会長齋藤昭夫とし、常務理事は塩山房男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。